



こんなときどうする？

景気後退下での労使ワンポイントアドバイス

金融危機の影響が拡がり、企業業績の悪化が深刻化する中、解雇や会社倒産等の問題が発生しています。

このパンフレットは、これらの事態に直面した労使に必要な法律や制度を知っていただき、この事態を乗り切っていただく一助となるよう作成いたしました。詳しくは、県内の各労働福祉事務所にご相談下さい。

相談無料
秘密厳守

労働福祉事務所では、労使からのあらゆるご相談に対応しています

福岡労働福祉事務所 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階 TEL 092-735-6149 FAX 092-712-0497	北九州労働福祉事務所 〒803-0813 北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎3階 TEL 093-592-3516 FAX 093-592-8505	筑後労働福祉事務所 〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 TEL 0942-30-1034 FAX 0942-30-1025	筑豊労働福祉事務所 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 TEL 0948-22-1149 FAX 0948-22-4118
---	---	---	--

賃金・退職金について

賃金・退職金とは

賃金とは労働の対償として、使用者が労働者に対して支払うすべてのものです。退職金は、退職金規程等に明示されていれば賃金と同様に支払義務があります。規程等がない場合でも、長年の慣行として確立していれば、賃金となる場合もあります。

賃金支払いの5原則

賃金は労働者の生計維持のために重要なものです。労働者が確実に賃金を受け取れるように、法律で次のことが定められています。

- ① 現金で ② 一定の期日を決めて ③ その全額を ④ 毎月1回以上 ⑤ 直接労働者に支払わなければなりません。

※ 使用者は、賃金不払いが労働者の生活を困窮に追い込むことであること、継続的な労働者の雇用が安定経営のための不可欠要件であることを認識し、いかなる場合においても賃金不払いにならないように努めることが最も重要です。

※ 労働者は、日頃から給料の仕組みに関心を持つことが必要です。賃金の根拠(給与規程等)や最低賃金等を確認しましょう。また、時間外労働の時間数も把握しておきましょう。

※ 給与明細書は、何かトラブルが発生した際や、企業の倒産により「未払賃金立替払制度」(独立行政法人労働者健康福祉機構が未払賃金の一部を事業主の代わりに立替払いする制度)を利用する場合に未払額確定のための重要な資料・証拠となりますので、できるかぎり保存に努めましょう。